身寄りのない方を地域で支えるワーキンググループ報告書

令和８年１０月９日

１　国における議論・新事業の経緯

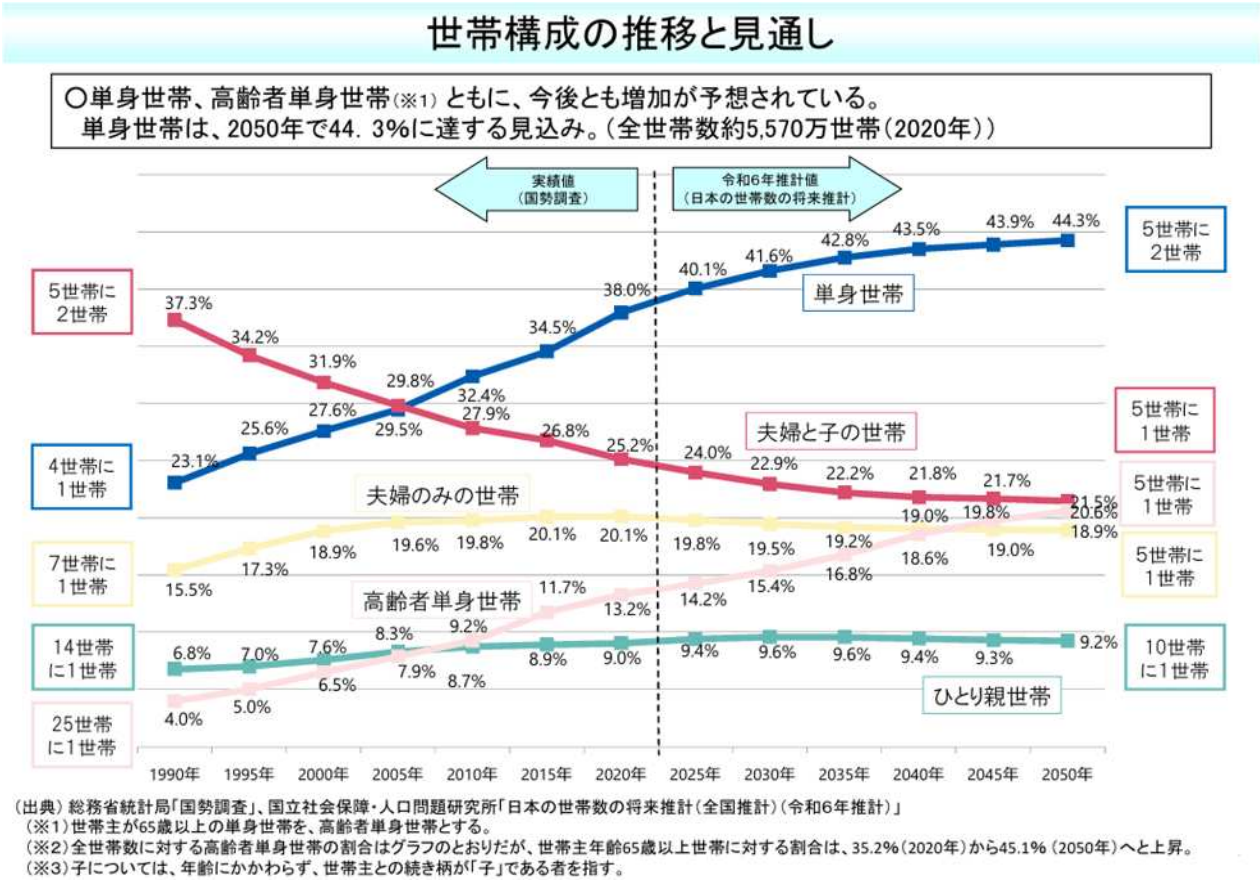
全国的に高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれる中、頼れる身寄りがいないことにより、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常的な手続等への支援（例えば金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活の支援、円滑な入院・入所の手続等の支援、死後事務の支援等）が受けられないことが生活上の課題として顕在化してきた。

日本総合研究所の試算（２０２４年）によると、６５歳以上で配偶者と子など３親等以内の親族がいない「身寄りのない高齢者」は２０２４年には２８６万人（高齢者の８％）だが、未婚化の進展などにより２０５０年には４４８万人（高齢者の１１％）となり約１．５倍となることが報告されている。

国においては、身寄りのない高齢者等への対応が継続して議論され、令和７年１２月に、社会保障審議会の報告書では、「頼れる身寄りがいない高齢者等への対応」について、新たに第二種社会福祉事業（日常生活、入院・入所、死後事務支援）を創設することが提言された。

令和８年６月には、社会福祉法が改正され、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する第二種社会福祉事業が新設され、公布後２年以内に政令で定める日に施行されることとなった。

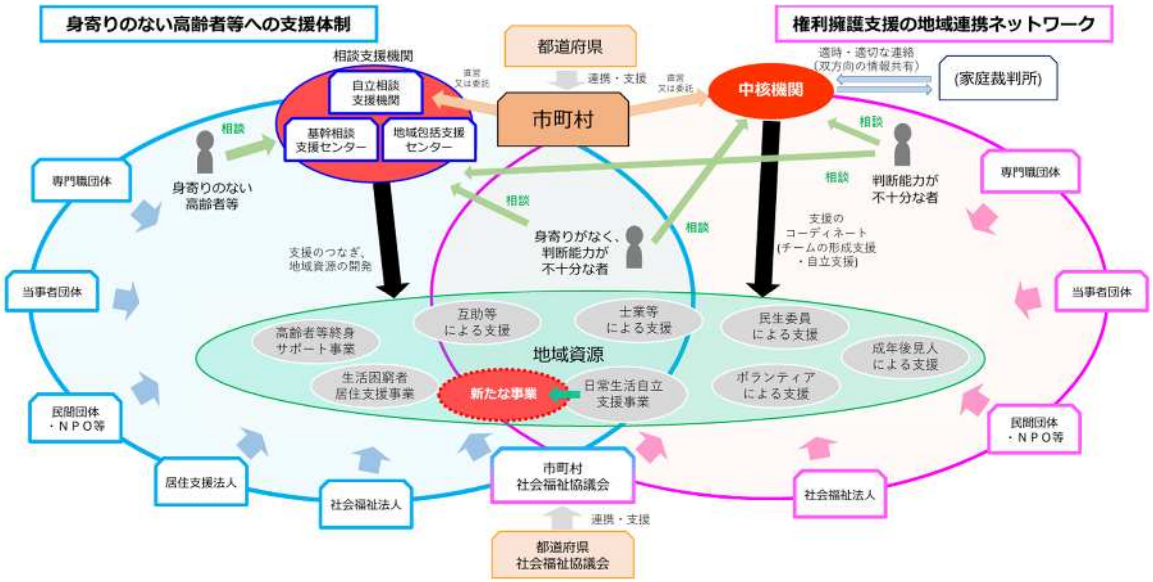
＜世帯構成の推移と見直し＞



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」
(※1)世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。
(※2)全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1%(2050年)へと上昇。
(※3)子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

※第 29 回社会保障審議会福祉部会（令和７年９月８日）の資料より

＜市町村単位の支援体制のイメージ＞



※第 29 回社会保障審議会福祉部会（令和７年９月８日）の資料より

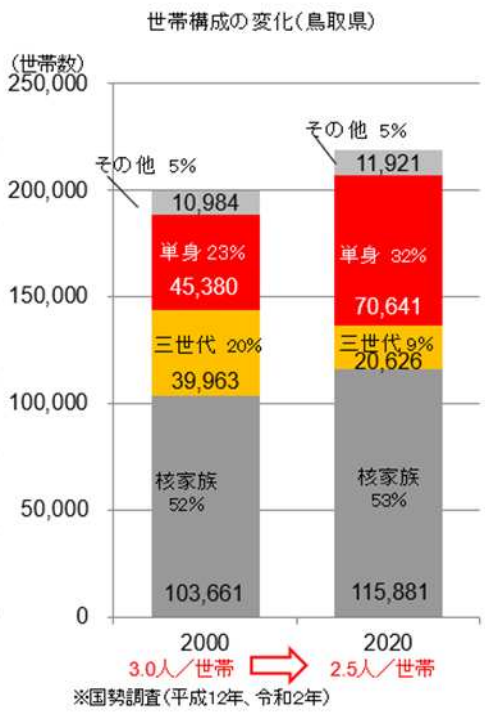
2　ワーキンググループの設置目的等

全国的に身寄りのない方への支援が課題となる中、県内市町村でも身寄りのない方への支援の対応に苦慮するケースが発生しており課題となっている。今後、県内でも単身世帯（主に単身高齢者世帯）の増加に伴い、身寄りのない方の増加が見込まれることから、とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにワーキンググループを設置して、身寄りのない方の支援策について検討する。

「身寄りのない方」の定義については、国の議論を踏まえて、家族・親族があっても疎遠、遠方に居住している、または関係性が著しく悪化している等の理由により、即時的・現実的な支援が期待できないケースを含むこととして、主な対象者である高齢者単身世帯を中心としつつも分野・世代を限らずに対象とする。

＜鳥取県の世帯の状況＞





＜市町村における身寄りのない方への支援の課題＞

（１）入院時等の対応

・身元引受人等がいないこと、緊急連絡先がないことから施設入所が困難。
・身寄りのない高齢者の入院や手術、施設入所等に際して、保証人や緊急連絡先がないため必要なサービス等が受けづらい場合がある。
・家族等の対応が必要な部分（入院中の病状説明、必要物品の購入・調達、退院や転院時の送迎、付き添い等）を誰が担うかが課題。
・身寄りのない方が緊急搬送された場合の親族情報の調査
・入院時の医療行為の同意をする人がいない。医療機関から支援機関に問い合わせがくるが、まったく関わったことのない方の問い合わせもあり、対応に苦慮する。

（２）死後事務の対応

・親族、相続人の把握。（移住者を含む）
・相続人ではない親族による葬祭費等の申し立て。
・遺骨の保管先。（生活保護法、墓地埋葬法、行旅病人及死亡人取扱法）
・相続人が遺骨の受け取り拒否をした場合、どのようにされているのか。
・現金、遺留品（通帳、印鑑）、自動車、住宅（空き家）の取り扱い。（産業廃棄物・清掃費用の支払い含め）
・相続財産清算人を立てることと残留金の額との兼ね合い（少額の場合）
・賃貸住宅の場合の遺品整理に困る。
・病院等で亡くなった場合、連絡先がないと困る。
・身寄りがない方、あったとしても親族が全くかかわりを取らない方に関しては、死後のすべての対応を行政職員がしなければならず、火葬場での焼却スイッチを押すなど精神的負担も大きい。
・相続人や財産の把握・処分・充当をどの程度まで行っているか。
・本当に身寄りがないのか、対応してくれる親族がいないかを把握することが困難。亡くなられた際には、火葬まで猶予がないため、迅速な対応が必要。

※R7 年度市町村担当者意見交換会のアンケート調査結果より

３ 主な検討事項

① 入院・入所手続きの支援
② 死後事務の対応

４ 参加団体等

ア 参加団体（９名、敬称略）

団体名等	出席者
法テラス鳥取法律事務所	野口 悠紀音（のぐち ゆきね）
鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長	眞弓 洋一（まゆみ よういち）
米子市長寿社会課 係長	矢野 麻友（やの まゆ）
三朝町地域包括支援センター 主幹介護支援専門員	川﨑 明美（かわさき あけみ）
とっとり東部権利擁護支援センター 相談支援員	星見 智之（ほしみ ともゆき）
鳥取県介護支援専門員連絡協議会 理事	多林 康子（たばやし やすこ）
鳥取県老人福祉施設協議会 理事	川口 弥文（かわぐち みつひさ）
日南病院 地域連携室 室長	上田 佑也（うえだ ゆうや）
鳥取県東部医師会在宅医療介護連携推進室 室長	橋本 渉（はしもと わたる）

イ 助言者 同志社大学 永田 祐（ながた ゆう） 教授

ウ 県庁関係課

輝く鳥取創造本部（中山間地域振興課、交通政策課）、生活環境部（住宅政策課）、福祉保健部（長寿社会課、障がい福祉課、医療政策課、健康政策課）、中部・西部総合事務所（保健所等）

事務局：孤独・孤立対策課

５ 入院・入所手続き

（１）課題認識

○身寄りのない方の入院・入所に際して、身元保証人を求められ、必要なサービスが受けづらい現状があると、市町村のアンケート調査やワーキンググループ会議で把握されたところである。

○本来であれば、社会保険の医療保険、介護保険の加入者について、身元保証人がいる、いないに関わらず入院・入所が可能であるべきであり、厚生労働省の通知においても、身元保証がないことにより、入院・入所を拒否すべきではないこととされている。

○身元保証人を求める目的として、緊急連絡先の対応、医療・介護サービスの同意、入院・入所生活の支援などが考えられ、行政、関係者との連携により医療・介護現場が困らない仕組みを構築することができれば身寄りのない方が必要なサービスを受けられるのではないかと考えられる。

（２）支援の方向性

①行政、医療・介護関係者の共通認識と対応のルール化

○身寄りのない方の入院・入所について、医療施設、介護施設、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、行政等の職員等がそれぞれで、個別のケースに応じて対応を調整しているところであるが、市町村によっては、身寄りのない方への対応事例がなく、事案が発生した際に対応に苦慮するケースがある。

○病院の入院、介護施設の入所は、圏域を単位として広域的なものとなり、介護保険制度の地域支援事業により、各圏域で在宅医療・介護連携の会議や取組が実施されていることから、このスキームを活用して、医療・介護関係者、福祉団体と行政が、身寄りのない方の入院・入所手続きの共通の対応としてルール化を検討して、ガイドラインやレシピ集、事例集などで共通認識を図ることが有効である。ルール化することで、例えば、早期に、医療機関等から行政にご本人の状況が情報提供されることとなれば、一緒に今後の必要な支援を検討することが期待できる。県内では、令和８年度に、東部圏域の在宅医療・介護連携業務のスキームで県補助金を活用して事例集の作成を進めており、先行事例を展開して、他圏域でも検討が望まれる。なお、ルール化を検討する会議については、実際に現場での知見を活かして具体的な検討を行う実務担当者レベルの会議とともに、決定権限があるポジションである管理職・責任者などの会議を開催することで、方針が定まり、ルール化の検討が進むのではないかとの意見があった。

○県内の市町村では、日南町が、行政、医療、介護、福祉の関係者で身寄りのない方への対応を検討して「日南町における身寄りのない方のガイドライン」を策定したことで、現場での基本的な対応のルール化となった。また、米子市では、身寄りのない高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、医療・介護・福祉等の各分野が連携し、包括的な支援体制を構築することを目的として「身寄りのない高齢者等包括支援推進会議」を設置しており、更に各専門領域における実務上の課題をより詳細に検討し、現場のニーズに即した具体的な支援策を協議するため「実務者ネットワーク」を設置している。医療・福祉関係者、さらには地元の金融機関、葬祭事業者、宅建事業者等も含めた多職種・多業界の実務者ネットワーク会議を開催して、ルール化や共通化を検討している。各市町村においても、身寄りのない方の包括的な支援体制の構築の手法として、日南町のガイドラインの策定による基本的な対応の共通認識・ルール化や米子市の会議体を設置して事例の検討や具体的な課題分析の実施は参考となるものである。なお、ガイドラインは、高齢者、障がい者、生活困窮者など分野で対象を限らず、包括的な支援につながるように庁内関係課や関係機関と連携して各制度や事業を含めて一体的に作成することが効果的であると考えられる。また、ガイドラインや会議体におけるルール化等について、策定後も関係者との協議を行い、実効性を継続的に検証・評価するサイクル（運用・評価体制）を設定することが求められる。

○入院・入所費用の支払いについて、全国の事例では、ガイドラインにおいて、本人が生活困窮の場合には、生活保護制度につなぐため、市町村担当課（福祉事務所）の初期対応を早めに行うことが重要とあり、本人が預貯金等の管理が難しい場合には、病院・施設による金銭管理サポートの実施や預金口座自動振替の対応が考えられ、各病院・施設において運用ルール（マニュアル等）を整備しておくことが有効とあった。また、市町村が金融機関と協定を締結して、身寄りのない

方の入院・入所費用を本人の金融機関口座から病院等の口座への直接振込みができるようにしている事例もあった。ワーキンググループでは、金融機関との連携は、広域的なものであり、地域差がないように、県が対応するのが望ましいとの意見があり、県は広域的な調整役としての役割を担うことが求められる。一方で、全国共通の課題であることから、国において、金融機関への新たな第二種社会福祉事業の理解促進を図るとともに、金融機関と行政、第二種社会福祉事業者等との身寄りのない方の金銭管理のルール化を策定することが有効であると考えられる。

②医療・介護現場の理解促進

○厚生労働省の通知により、医療・介護施設には、身元保証人がいないこと等のみを理由に入院・入所を拒否することがないよう周知されているが、医療・介護施設において、急変・死亡時の緊急連絡先、医療・介護サービスの同意の確認、利用料金の滞納防止を図るための連帯保証等のため、現在でも身元保証人を書面で求めているのが実情である。身寄りがあろうと、なかろうと、身元保証人がいようと、いまいと、身寄りがない人が入院・入所することは、生活する上で必要なサービスである。今後も単身世帯の増加が見込まれ、家族支援が期待できない身寄りがない方の入院・入所の対応は一般的になることが予想されるため、医療・介護施設において、身寄りがない方の対応の理解促進が重要となり、行政、福祉、その他の関係者と連携した新たな仕組みやルール整備が求められる。例えば、入院・入所時の生活支援について、有償ボランティアやＮＰＯのサービスの活用が考えられ、新たな仕組みやルールについては、行政や関係者に十分に周知を行うことが重要となる。

○また、医療同意において、支援者に法的な代諾権はないと考えられている。そのため、医師、看護師、ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、社会福祉協議会等の多職種関係者が、「ご本人の最善の利益のための合意形成（多職種カンファレンス）のプロセス」を丁寧に重ね、その協議経過を詳細に記録・保存することが、現場の対応の正当性と安心感を担保する有効な手段であり、医療・介護現場への理解を促していくことが必要である。本人の意思決定支援の推進にあたっては、事前意思表明の書面に過度に拘泥するのではなく、意思決定能力が低下していく過程においてご本人の意思が変化すること（揺らぎ）を想定し、その時々の状況を「チームで共有し、グレーな部分を残しながらもその時々の意思をもとに最善を尽くす」という柔軟な受容姿勢を基本理念として医療・介護施設で位置づけることが重要となる。

③日常生活自立支援事業・新たな第二種社会福祉事業の実施体制の整備

○日常生活自立支援事業（以下「日援」という）については、鳥取県では、鳥取県社会福祉協議会が実施主体として、住民に身近な各市町村社会福祉協議会に委託して、利用者に寄り添った丁寧な支援を行っているところである。令和８年に社会福祉法が改正され、頼れる身寄りがいない高齢者等の日常生活、入院・入所、死後事務の支援について、新たに第二種社会福祉事業に位置付け、令和１０年度に施行が見込まれ、実施主体に社会福祉協議会を想定されているが、国からは、詳細な制度内容を示すガイドラインや財政措置が示されていない。新たな第二種社会福祉事業について、既存の日援がすでに現場で新規の受入れが困難となりつつある実態を踏まえ、安易に日常生活、入院・入所手続、死後事務のすべてを社会福祉協議会が担うことを求めるのではなく、市町村が主導して包括的な支援体制整備において、行政、関係機関・団体それぞれの担うべき事業範囲や役割を協議していき明確にしていくことが重要となる。さらに、社会福祉協議会が事業を安定して実施できるように、国において、十分な財政措置を講ずるとともに、県と市町村においては、更なる連携や支援を検討していく必要がある。

○また、令和１０年度の新たな第二種社会福祉事業の施行に向けて、県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が一堂に会し、適正な役割分担や事業支援について協議を行うことは重要であり、県が主導して設定することとしたい。

④成年後見制度の理解・利用促進

○認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方において、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うことが難しい場合があり、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の

意思を尊重した支援（意思決定支援）を行っていくことが成年後見制度となり、日援と一体的に実施することで、支援が必要な方に対して、切れ目のない権利擁護につながることが期待される。

○一方で、成年後見制度が２０００年に制度が創設されてから、利用件数が伸びていないところであり、また、令和８年に民法が改正され、根幹となる制度が見直されることから、身寄りのない方を含め、認知症、知的障害、精神障害などの支援が必要な方の財産管理や身上保護のために、成年後見制度について、制度の改正も含めて、住民への広報・啓発を強化し、一層の理解促進を図る必要がある。

○成年後見制度の改正により、利用者の増加が見込まれることから、裁判所、行政、成年後見支援センター、社会福祉協議会等が連携して成年後見の担い手を確保していくことは更に重要となり、行政と関係機関で連携して、担い手の育成を図る必要がある。併せて、弁護士・司法書士・社会福祉士など専門職と市民後見人の連携、支援、役割分担の検討も必須となる。

○民法改正に伴う成年後見の利用終結化を見据え、後見終了後における日援等への切れ目のない移行支援など、「終了後の支援ニーズ急増に対応した受け皿体制」を早期に整備する必要がある。また、令和８年の社会福祉法の改正による市町村による地域権利擁護相談支援センターの法定化（令和９年度）を見据えつつ、司法（家庭裁判所）と福祉関係機関との円滑な連携・移行への接続のための協議の場の構築が求められる。

⑤地域におけるつながり・居場所づくりの促進

○身寄りのない方への支援制度・事業が充実していくことは大事ではあるものの、どうしてもこれまでの家族による生活支援を代替できない、ちょっとした生活の困りごとは発生することとなり、誰かがカバーしていくことが求められる。

○地域包括支援センター職員や医療・介護施設の職員、行政職員が身寄りのない方の制度・事業外の生活支援等を行っているところであるが、今後、身寄りのない方の増加が見込まれる中では、専門職や行政職だけで全てを支援することは難しく、契約や有料事業で全て解決とすることは、身寄りのない方の孤立を助長しかねないため、これまでの関係性の維持、地域の互助、ボランティア等を巧みに組み合わせる「多様な支援のベストミックス」が求められる。例えば、鳥取県の強みである地域のきずなを活かした住民によるつながり・居場所づくりを更に支援することにより、孤独・孤立対策とともに、相互の生活支援を図っていく展開も考えられる。また、これまでの近隣の住民や会社のつながりを大事としつつ、今後は、同じ立場・状況や趣味等による新たなつながりも大事にしていき、相互に支え合い、助け合う仕組みづくりを促していくことが考えられる。

○介護施設等においても、入所前から地域とのつながりをつくる試みを行うことで、普段から行政や関係機関との関係性を築いておくことで、身寄りのない方の支援を行政や関係機関につなげやすくなることが考えられる。

○一方で、人口減少下において、特に中山間地域では、近所に頼れる隣人がいないケースがあり、身寄りのない方だけでなく、身寄りがあっても遠方に家族・親族が住んでいる場合には、すぐに安否を確認することは難しい状況となっている。今後、行政、民生委員、地域での見守り活動者など限られた人材で、地域における身寄りのない方等の安否確認を実施していくことを考えると、例えば、ＩＣＴを活用して遠方でも安否を確認できるシステム等を導入することは有効であり、行政による支援を実施していくことも考えられる。

＜取組例＞

➢単身世帯型社会に対応可能な市町村による包括的な支援体制の整備（制度の狭間となる身寄りのない方への市町村による相談・支援体制の充実化と日常生活自立支援事業や新たな第二種社会福祉事業との連携）

➢圏域単位の市町村による行政・医療・介護のガイドライン・事例集の作成

➢医療、介護関係者の研修等による理解促進

➢日常生活自立支援事業の実施体制の強化（社会福祉協議会の体制確保に必要な支援）

➢新たな第二種社会福祉事業を実施する体制整備（社会福祉協議会の体制確保に必要な支援）

➢成年後見制度の利用促進（新たな成年後見制度の周知と市民後見人・法人後見など成年後見の

担い手確保）

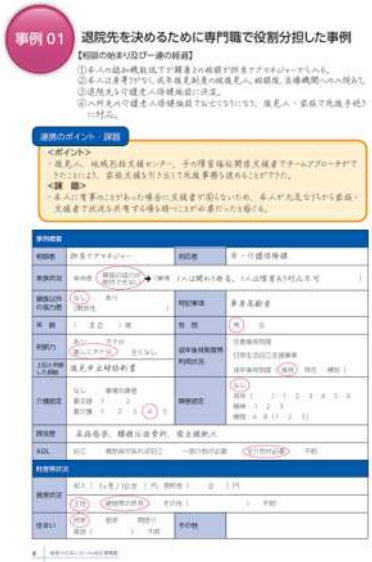
➤地域の居住支援体制の構築（家賃債務保証、身元保証、生活支援、葬儀・家財整理等のサービスを行う居住支援法人の充実化）

➤地域におけるつながりづくり・相互の生活支援の居場所づくり

＜参考１＞

身寄りのない方への対応事例集（県央ネットやまなし在宅医療・介護連携分科会）

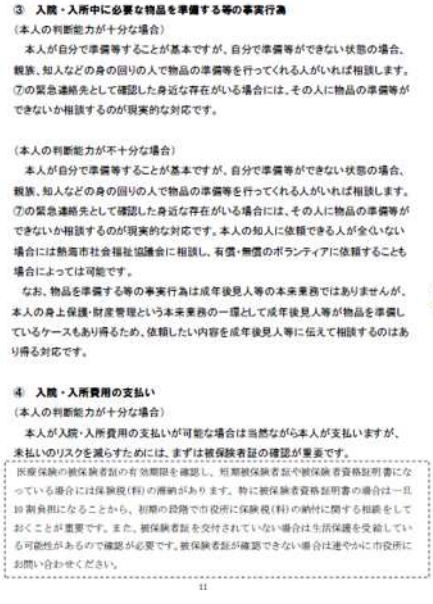


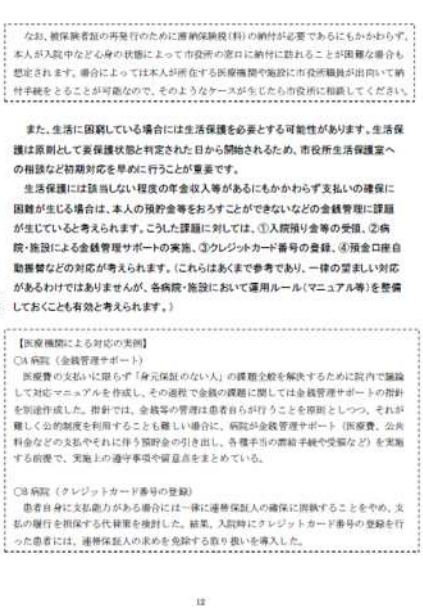




＜参考２＞

熱海市「身元保証等」のない方の入院・入所ガイドライン（熱海市在宅医療・介護連携協議会）







＜参考３＞

大川市「大川市おひとりさま支援事業」　※厚生労働省資料





6 死後事務の対応

（1）課題認識

○身寄りのない方を含め、ご本人の意思を尊重するという視点では、生前の準備が特に重要であり、エンディングノートの作成の必要性は認識されつつも、まだ作成することが一般的とはなっていない。身寄りの有無に関わらず、県民の方への更なる啓発が必要である。

○また、エンディングノートを作成することは、自分自身の人生を振り返り、今後の生活・人生をよりよく生きることにつながるものではあるが、死亡時に周りの関係者がエンディングノートの存在や内容を把握、活用できる仕組みがない場合には本人の意思を尊重されないままとなる。

○更に、エンディングノート自体に法的効果はないことから、エンディングノートの作成と共に、葬儀の執行や財産の処分を委任する契約を法律の専門職等と行うなどの生前の法律手続きが重要となる。

例）エンディングノートの作成⇒生前の法律手続⇒適切な保管（定期的な更新）⇒死亡時の活用

エンディングノート～あなたに届け、 わたしの想い～　法務省/日本司法書士会連合会

エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのノートです。また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけ作りにするものです。

○身寄りのない方の死後事務の対応については、市町村が生活保護法、墓地、埋葬等に関する法律（墓地埋葬法)、行旅病人及行旅死亡人取扱法（行旅法）により、埋葬又は火葬を行っているところであるが、市町村のアンケート調査やワーキンググループ会議の意見から、該当案件が一つあるだけでも、相続人調査などが事務負担となっており、更に対応件数の増加に伴い事務負担と財政負担が増大しているところである。

○特に、身寄りのない方の埋葬又は火葬の手続き・費用負担は墓地埋葬法等で定められ、国の負担・支援や執行費用に充当が可能であるが、埋葬又は火葬後の遺留金の処分については、基本的には市町村も民法に基づき一般的な弁済供託等の手続きを行うこととなり、事務手続きや担当者の労力、手続費用が負担となっている。

（2）支援の方向性

①行政、医療・介護関係者だけでなく多方面での終活支援の啓発

○判断能力がある元気なうちからご本人の情報や意思を自らエンディングノートに書き残し、あらかじめ支援者や関係者に預けておく備えが重要であることをワーキンググループで共有した。エンディングノートの作成促進は、行政、医療・介護、福祉関係者が中心となり推進しているところであるが、誰もが我がごととして、意思決定が可能な時に作成する必要がある。民生児童委員、生活支援コーディネーター、地域サロン・通いの場、老人クラブ等と連携を図るとともに、医療・介護、福祉分野だけでなく、司法分野、公民館の研修などの生涯学習分野、企業等による啓発など多分野・多団体と連携して、全県的な「終活の備えの意識醸成」を推進していくことが重要となる。全国の事例では市町村が委託して社会福祉協議会が終活サポートセンターを設置して住民向けに啓発していることから、住民が気軽に相談できる窓口や行政、企業の要請による出前講座の開催ができる体制（支援機関）があれば啓発が進むと考えられる。なお、入所時に、エンディングノートの作成をお願いしたことで、ある県内の施設では、約９割の入所者が作成しているとあり、医療・介護の現場においても、入院・入所時に、エンディングノートを作成する働きかけをすることで更なる普及につながることが期待できる。

○併せて、エンディングノートは、ご本人の今後の人生設計や急変時や財産に関する考えや希望がわかる貴重な資料ではあるが、法律的な効果はないため、死後事務の委任契約などの手続きにつなげていくことも啓発する必要がある。

○エンディングノートについては、ご本人のこと、緊急連絡先、財産の情報、死後に希望することなど作成項目が多いことから作成につながっていないことが考えられる。ワーキンググループでは、先ずは、ご本人のことについて記入して、徐々に緊急連絡先や医療・介護の意向等を記入して、入院・入所時など段階的に、その他の項目を記入していくことで負担感を少なくしていくことができるのではと意見があった。併せて、二人一組のインタビュー形式で質問して回答した

内容を記入するなど、話をして楽しみながら作成する工夫もあると紹介があった。

＜エンディングノートの作成段階例＞



【平常時】本人の情報→緊急連絡先→医療・介護の意向を記入

【入院・入所時】葬儀、財産、相続等の意向を記入

※随時、医療・介護の意向を修正

⇒記入した医療・介護の意向を医療・ケアチームに共有・話し合い

⇒記入した葬儀、財産、相続等の意向に基づき法律手続き

○更に、エンディングノートに、共通する必要項目を設定して集約することで、同様の書類作成の省略化となり、例えば、緊急時の避難支援情報である個別避難計画や救急時に必要事項が確認できる「いのちのバトン事業」の書類等の集約化などは、現場の負担軽減につながるとの意見があった。

○また、全国の事例では、市町村が身寄りのない方を含む高齢者の終活情報の登録制度を設置しているところがあり、市町村においては、登録制度の検討が求められる。なお、将来的には、例えば、マイナンバーカードに死亡時に行政・関係者が必要とする情報を予め登録して、活用していくことも考えられるのではないかとの意見があった。

②行政、関係者の共通認識、役割分担等の対応のルール化

○身寄りのない方の死後事務の対応については、市町村長が、墓地埋葬法や行旅法に基づき、引き取り手がない方や身元不明な方の火葬・埋葬を実施しなければならないとされており、遺留金品についても相続人の調査を実施して、民法に基づき、弁済供託等の手続きを実施することとなる。市町村が法律に基づき責任主体として死後事務の対応をしており、市部では件数が増えつつあるものの、町村部では年に数件程度や該当がない状況である。今後、身寄りのない方の死後事務の対応は、どの市町村においても発生や増加することが見込まれることから、市町村が中心となり、庁舎内の関係課、社会福祉協議会、医療施設、介護施設、葬儀業者、寺社など関係者と一緒にルール化を検討して、ガイドラインなどで共通認識や役割分担を図ることが有効である。特に、医療・介護施設において、遺体の引き取りを早期にお願いしたいとの意見があり、市町村、医療・介護、葬儀業者等の関係者で検討して、ルールをつくることが望まれる。

○令和８年に社会福祉法が改正され、頼れる身寄りがいない高齢者等の日常生活、入院・入所、死後事務の支援について、令和１０年度に新たに第二種社会福祉事業に位置付けられることから、市町村における権利擁護の体制整備を図るうえで、市町村社会福祉協議会との役割分担の明確化や更なる連携や支援が必要となる。なお、新たな第二種社会福祉事業（死後事務支援）は、国のガイドラインに基づき実施されるご本人との契約に基づく手続き支援サービスが想定され、市町村の法律に基づく死後事務とは混同しないように注意しなければならない。また、死亡後に親族調査を開始することは、火葬・埋葬までに時間的猶予がない医療・介護現場において多大な負担と遅延となることから、生前の段階から、ご本人の同意に基づく親族調査をスムーズに進めることができるよう、権利擁護を目的とした市町村行政（住民課・福祉課等）の組織的かつスムーズな連携ルール・ルートづくりをしておくことが重要となる。

○身寄りのない方へのサービスとして、主に資産がある方を対象とする民間の高齢者等終身サポート事業者を活用することが考えられるが、国のガイドラインの遵守が求められ、身寄りのない方が安心して契約を締結できるよう、事業者の認証制度の創設が求められる。国において、全国共通的に設定することが望ましい一方で、全国の事例では、先行して認証制度を実施している市町村があり、県内の市町村においても参考になるものと考えられる。

③行政による身寄りのない方の遺留金品処分の手続きの簡略化等

○市町村による身寄りのない方の死後事務の対応において、特に埋火葬後の遺留金品の処分は、基本的には民法に基づき一般的な弁済供託等の手続きを行う必要があるが、相続人調査や相続財産清算人の選任申立て、弁済供託の手続きが、市部の市町村において、既に多大な事務負担となり、更に財政負担（手続費用・人件費）が増大している。

○今後も、身寄りのない方の死後事務の対応は増加することが見込まれる一方で、県内市町村は小規模自治体が多く、限られた職員体制で対応することが求められることとなるが、既に遺留金品の処分の取扱いを要綱として定めている市町村があることから、庁内関係課や関係者と相談し

て、取扱いを要綱等として予め定めて準備していくことが必要である。併せて、法律に基づく基本的な死後事務の手続や策定した要綱などのルール等について、市町村内で関係者とともに研修することや事例検討を踏まえた共通認識を図る会議を開催するなど実効性を確保する機会の設定は重要となる。既に国が策定したマニュアルや実践している県内市町村があることから、県には、専門職による基本的な手続きに関する講演や実践市町村の事例紹介等により、取組差がある県内市町村のフォローを図るべきとの意見があった。

○また、市町村が持続可能なサービス体制を維持するためにも、身寄りのない方の死後事務の対応として、埋葬等や遺留金品処分の事務負担の軽減化として、法制度の改正により市町村による埋葬等や遺留金品処分の手続きの簡略化が考えられる。また、市町村による身寄りのない方の死後事務対応の件数の増加は、少子高齢化や単身世帯の増加など社会情勢の変化を反映したものであり、県や市町村の負担だけでは難しいことから、国として地方の実情に即した財政措置をすべきであるとの市町村要望があったところである。

④国による身寄りのない方の支援制度の充実化等

○ワーキンググループ会議では、身寄りのない方の預貯金について、金融機関の現行の対応では、身寄りのない方が入院・入所の料金を支払うために、代理で預貯金を引き下ろすことは困難であり、金融機関とのルール化を図る必要があるとの意見があった。

○また、支援者に必要な情報を引き継いでいけるような登録制度があれば、身寄りのない方の情報の共有化が図られ、その都度、同じことを本人に聞くことが省略されるとともに、医療・介護、福祉専門職の事務の効率化につながるとの意見があった。

○全国共通の課題であることから、国において、金融機関における新しい第二種社会福祉事業の理解の促進や身寄りがない方の預貯金の引き下ろし対応のルール化、マイナンバーカードを活用した死後事務に対応できる終活情報の登録制度など、身寄りのない方が地域で安心して最後まで自分らしく生活できるような単身世帯型社会に対応できるように国民、行政、福祉、医療・介護、関係機関等の意識変容の醸成を図るとともに、全国共通の身寄りのない方の支援制度を整備することが求められる。

＜取組例＞

➢エンディングノートの普及・終活支援サポート体制の地域拠点の整備
➢市町村による終活情報の登録制度
➢マイナンバーカードを活用した死後事務に対応できる終活情報の登録制度
➢市町村による死後事務対応のガイドライン、要綱、手続きフローの作成
➢優良な高齢者等終身サポート事業者の認定制度の創設
➢市町村による身寄りのない方の相続調査・財産処分手続き等の簡略化を図る法制度の改正
➢金融機関と行政、第二種社会福祉事業者による身寄りのない方の金銭管理サービスの共通ルール化の設定

＜参考＞

終活サポートセンター＜福岡市社会福祉協議会＞





7　総括

（１）身寄りのない方を地域で支える体制・チームづくり

○市町村においては、今後、身寄りのない方の増加が見込まれることに伴い、身寄りのない方の日常生活、入院・入所時の対応の困難事例の対応、死後事務対応による職員負担が増大することが予測される。限られた職員体制で増大する業務に対応することが求められ、通常の行政サービスに影響を及ぼす恐れがあるため、深刻化する前に、身寄りのない方を地域で支えるため包括的な支援体制づくりは更に重要となる。市町村による包括的な支援体制（重層的支援体制整備、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム等の既存の体制）を基盤として、市町村主導で医療・介護、福祉関係者や事業者と話し合う機会を持ち役割分担を協議して、ガイドラインなどで共通のルール化を設定することが急務となる。これから、身寄りのない方への支援体制を構築する市町村においては、先ずは庁内関係課での共通認識を図る会議を既存の会議を活用するなどして開催し、課題や各課の取組を共有して共通認識を持つことから始め、その後、管内の福祉、医療・介護、事業者等との協議する場（既存の協議体）を設定して連携を深めつつ支援体制の整備をしていくことが効率的かつ効果的であり、県内で先行している市町村の取組が参考となる。

＜参考資料＞

・日南町における身寄りのない方のガイドライン（別添１）

・米子市遺留金品取扱要綱（別添２）

○県においては、身寄りのない方への支援の中心となる市町村による包括的な支援体制の整備や先進的な取組への支援と横展開を行うとともに、現行の法律・制度において、身寄りのない方の支援を円滑に行うことが困難となっているハードルを下げるため、市町村や関係機関の意見を踏まえて、国に現場の声を伝えていくことが求められる。県内市町村において、身寄りのない方の対応件数に地域差があり、必ずしもノウハウが蓄積されていないことから、県内市町村の実務者の資質向上の支援を県が行うことは有効とあり、併せて、新たな第二種社会福祉事業について、県内全域で実施されるように、県社会福祉協議会とともに市町村と市町村社会福祉協議会、関係機関の連携強化や実施への支援を検討していかなければならない。

○医療・介護関係者においては、身寄りのない方の増加が見込まれることから、受け入れる病院内・施設内のルールや体制づくりが求められ、行政、医療・介護、福祉、その他の団体との連携を図っていくことが必要となる。また、エンディングノートを入院・入所時に作成を求めることでご本人の意思を尊重したサービスにつながることとなる。先ずは本人に関する内容や支援者が必要な情報だけでも作成するよう呼びかけていき、支援者が引き継ぐことで、内容が重複する書類の作成を省略することにもつながる。身元保証を求めざるを得ない現状から脱して単身世帯の増加へ適応するために、行政や地域の福祉関係者等と協力していくことが求められる。

○市町村を中心として、県、社会福祉協議会、医療・介護、福祉関係者等がチームとなり、身寄りのない方を支援する体制を整備していくため、先ずは一堂に会して課題の共有や共通認識を持つことから始め、地域の実情に合わせた取組を検討していくこととなる。

（２）地域で最後まで自分らしく生活できるための県民意識の醸成と支援体制

○身寄りのない方を含め、意思表示が困難な状況や死亡後に、ご本人の意思を尊重するという視点では、平常時の準備が特に重要であるものの、エンディングノートの作成の必要性は認識されつつも、まだ作成することが一般的とはなっていない。また、エンディングノートには、法的効果はないため、作成とともに、必要な手続きの支援につなげることも必要となる。

○住み慣れた地域で最後まで、人生を豊かに暮らすために、エンディングノートの作成は重要であり、今後は、医療・介護・福祉関係者だけでなく、多分野・多団体と協働して、作成を呼び掛けていくことで、県民の意識を醸成していくこと求められる。住民へのエンディングノート作成支援や終活の情報提供、必要な手続き支援については行政や関係機関と連携して地域で終活サポートを行う支援機関の設置の検討が求められる。

（３）地域で身寄りのない方への支援を継続して検討するつながりと協働による推進

○身寄りのない方への支援は、即効性がある取組があるわけではなく、地域での支援体制を継続して検討していくこととなり、行政、医療・介護、福祉関係者等が継続して、地域の実情を踏まえて話し合う場は、今後も重要となり、市町村による包括的な支援体制や孤独・孤立対策官民連携プラットフォームなど、地域の多様な団体が集い、つながり、共有して、一緒に動くことが大事となる。身寄りのない方を含め、困っているときにＳＯＳを発信でき、それを受け止めることができる地域、誰一人取り残さない社会を鳥取県として引き続き目指して推進していきたい。

【別添１】

日南町における身寄りのない人への支援に関するガイドライン

目次

１．ガイドラインの目的

２．ガイドラインの対象者

３．自己決定の尊重・意思決定支援

４．身寄りのない人への具体的な対応

１）在宅時に起こる問題

① 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先 ･･･P.4
② 福祉サービスの利用契約及びケアプランなどの同意 ･･･P.4
③ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理 ･･･P.4
④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務 ･･･P.4
⑤ 賃貸住宅への入居 ･･･P.5
⑥ 空き家の問題 ･･･P.5

２）入院・入所から退院・退所までに起こる問題

① 緊急連絡先 ･･･P.6
② 入院費及び施設利用料の支払い ･･･P.7
③ 日用品などの準備・購入 ･･･P.7
④ 入院診療計画書やケアプランなどの同意 ･･･P.7
⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意 ･･･P.8
⑥ 退院・退所の際の居室の明渡し及び退院・退所先の確保 ･･･P.8
⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し ･･･P.8

5. 資料（用語の説明、連絡先）

＊ 成年後見制度 ･･･P.9

・成年後見人等の役割 ･･･P.9

・成年後見人等ができないこと ･･･P.10

＊ 日常生活自立支援事業 ･･･P.12

＊ 遺言 ･･･P.13

＊ 死後事務委任契約 ･･･P.13

＊ 日南あんしんキット（救急医療情報キット） ･･･P.13

＊ もしもの時のしあわせノート ･･･P.13

＊ 墓地、埋葬等に関する法律 ･･･P.14

＊ 相続財産管理人 ･･･P.14

＊ 生活困窮者自立支援事業 ･･･P.14

＊ 保証人と連帯保証人 ･･･P.15

＊ 身元保証人と身元引受人 ･･･P.15

＊ 日用品等の準備・購入 ･･･P.15

＊ 成年後見人による死後事務 ･･･P.16

＊ 住宅確保要配慮者への対応 ･･･P.17

・公営住宅の入居に際しての取扱いについて･･･P.17

・鳥取県居住支援協議会 ･･･P.17

＊ 空き家対策について ･･･P.18

・日南町空き家バンク制度 ･･･P.18

・遺品整理・空き家整理 ･･･P.18

・遺言・死因贈与 ･･･P.18

＊ 入院費等の未払いを防ぐ対応 ･･･P.19

＊ 医療同意に対する法的な考え方 ･･･P.19

関係機関連絡先一覧 ･･･P.20

支援シート ･･･P.21

Ⅰ．ガイドラインの目的

日南町では住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。本ガイドラインでは、本町においても増加している「身寄りがない人」でも支障なく住まい・医療・介護等のサービスが受けられるよう、その人の権利を擁護し、また、そうした人に関わる支援者の不安及び負担を軽減することを目的として作成しました。

今後は、本ガイドラインを活用した支援の事例を検証し、より現場に即したものになるよう見直していきたいと考えています。

2．ガイドラインの対象者

本ガイドラインの支援の対象となる人は、家族や親族がいない人に加え、家族や親族がいても連絡がつかない人や、関係性の問題から支援を受けられない人、家族や親族が超高齢である・判断力が低下しているなどの理由で代理意思決定者がいない人を想定しています。

3．自己決定の尊重・意思決定支援

すべての人は、自身の人生について自由に意思決定できる権利を有しています。よって、すべての支援は本人の意思に基づいて提供されることが基本です。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にした、尊厳を支える対応を行うことが何よりも重要です。医療や介護の専門職に限らず、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人を含む「チームアプローチ」で支援することが求められます。

4．身寄りのない人への具体的な対応

ここでは、

ⅰ）本人の判断能力が十分な場合

ⅱ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

ⅲ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

に分けて対応を示します。ただし、判断能力の有無はその日の状態や環境などによって変化しますし、決定すべき内容によっても違います。まずは、意思決定支援を基本に本人の意思を確認することから始めてください。

Ⅰ）在宅時に起こる問題

① 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先

自宅にある救急医療情報キット【日南あんしんキット】（P.13）を確認してください。登録内容は地域包括支援センターでも確認できます（情報提供の同意が得られた人のみ）。担当ケアマネジャーや福祉保健課が把握している場合もあります。

② 福祉サービスの利用契約及びケアプランなどの同意

ⅰ）本人の判断能力が十分な場合

本人が契約及び同意をします。

ⅱ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

後見人・保佐人・補助人（以下、「成年後見人等」という。）が本人の意思を確認の上、利用契約を補助又は代理します。

ⅲ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、障がい者の場合は福祉保健課に相談してください。必要に応じて【成年後見制度】（P.9）または【日常生活自立支援事業】（P.12）の利用を検討します。

③ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理

ⅰ）本人の判断能力が十分な場合

本人が自らの財産を管理します。また、日常生活自立支援事業の利用及び、将来に備えて【任意後見制度】（P.9）の利用を検討します。

ⅱ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等に連絡してください。公共料金等の支払いは成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。

ⅲ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、障がい者の場合は福祉保健課に相談してください。必要に応じて成年後見制度または日常生活自立支援事業の利用を検討します。

④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務

ⅰ）本人の判断能力が十分な場合（亡くなる前）

亡くなる前にあらかじめ葬儀や家財の処分などの死後事務について決めておく方法に【遺言】と【死後事務委任契約】（P.13）があります。また、法的拘束力はありませんが、

【もしもの時のしあわせノート】（P.13）の活用も有効な取り組みです。なるべく元気なうちから決めておくことが肝心です。

ⅱ）成年後見制度を利用している場合

後見、保佐、補助類型のうち、後見類型については、家庭裁判所の許可の上、成年後見人が一部の死後事務を行うことができるため、成年後見人に相談してください。

☛ 補足1 成年後見人による死後事務（P.16）

ⅲ）成年後見制度を利用していない場合

死後事務を行う親族等がいない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については【墓地、埋葬等に関する法律第 9 条】（P.14）により、死亡地の市町村が行うこととなります。福祉保健課に連絡してください。相続人に該当する方を探し、連絡を取るなど必要な対応をします。引き取り手のない遺産があるときには、申立てにより家庭裁判所が【相続財産管理人】（P.14）を選任します。事前に関係者と【支援シート】（P.21）を活用し、役割や手順などを確認しておくとスムーズです。

⑤ 賃貸住宅への入居

現状では町営住宅は保証人や身元引受人を求めています。今後、新たな住宅セーフティネット制度の促進を検討します。

☛ 補足2 住宅確保要配慮者への対応（P.17）
【公営住宅への入居に際しての取扱いについて】
【鳥取県居住支援協議会】

⑥ 空き家の問題

身寄りのない人がそのまま亡くなると、空き家は売却することも取り壊すこともできず放置され朽ちていきます。落雪や倒壊などの危険も伴う大きな問題となります。

☛ 補足3 空き家対策について（P.18）
【日南町空き家バンク制度】
【遺品整理・空き家整理】
【遺言】【死因贈与】

2） 入院・入所から退院・退所までに起こる問題

① 緊急連絡先

ⅰ）本人の判断能力が十分な場合

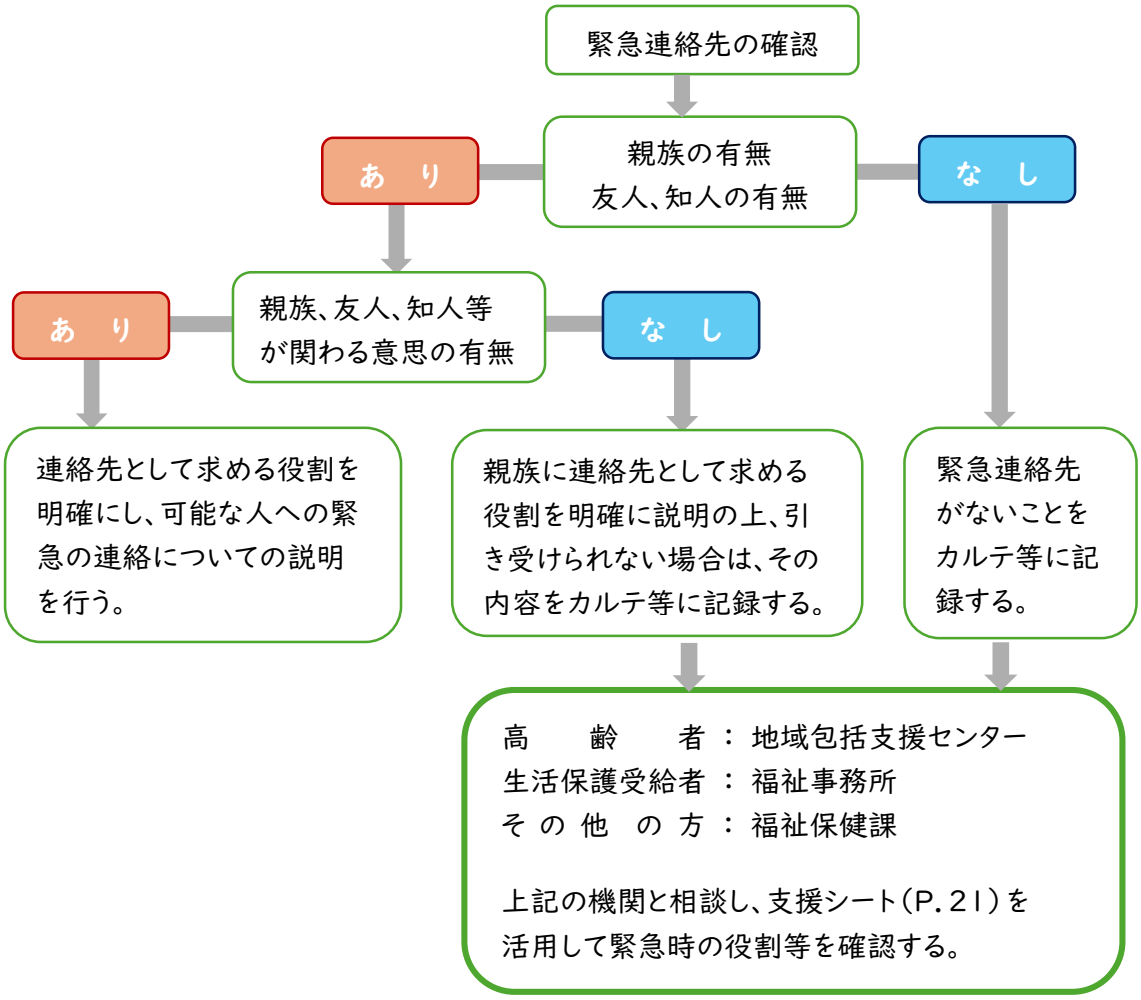
本人から親族や友人知人の有無を確認し、有る場合は本人の意向を確認した上で、その方に連絡先として求める役割を説明し協力を仰ぎます。親族や友人知人もなく支援者の関りもない場合は、緊急連絡先がないことをカルテ等に記録します。その後、支援シート（P.21）を活用し関係機関と緊急時の役割等を確認します。

ⅱ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

多くの場合、成年後見人等が緊急連絡先になります。また、成年後見人等が緊急連絡先となりうる親族や友人知人を把握している場合もあります。まずは成年後見人等に連絡して、緊急連絡先として求める役割を説明してください。

ⅲ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

親族や知人友人もなく関わっている支援者もいない場合、高齢者の場合は地域包括支援センター、それ以外の場合は福祉保健課へ相談してください。関係者と支援シート（P.21）を活用し、緊急時の役割等を確認します。



② 入院費及び施設利用料の支払い

ⅰ）本人の判断能力が十分な場合

支払いが可能な場合は原則本人が支払いをします。

ⅱ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。ただし、成年後見人等が保証人として、入院費・施設利用料を負担することはありません。

ⅲ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、それ以外の場合は福祉保健課に相談してください。必要に応じて成年後見制度または日常生活自立支援事業の利用を検討します。

☛ 補足４ 入院費等の未払いを防ぐ対応（P.19）

③ 日用品などの準備・購入

ⅰ）本人の判断能力が十分な場合

自分で必要な物品の準備ができない場合、緊急連絡先になっている方へ相談します。緊急連絡先がない場合は、【生活支援ボランティア】や【シルバー人材センター】の利用を検討します。日南病院売店でもある程度の物は揃えられます。（P.15）

ⅱ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

物品の購入や本人を直接介護することなどは、事実行為といい成年後見人等に行う義務はありません。しかし、後見業務を行う一連の流れの中で、事実行為も同時に行わざるを得ない場面は多々あります。依頼したい具体的な内容を成年後見人等に伝え相談してください。

ⅲ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人に分かるように丁寧に説明し、上記“ⅰ）本人の判断能力が十分な場合”と同じように本人がサービスを契約できるよう援助します。それでも本人の意思が確認できずサービスの契約ができない場合は、成年後見制度の利用を検討します。

④ 入院診療計画書やケアプランなどの同意

ⅰ）本人の判断能力が十分な場合

本人が行います。本人が理解できるように分かりやすく説明してください。

ⅱ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が、本人の同意を得て説明の場に同席し説明を受けます。その上で、成年後見人等が本人の意思を確認し、入院診療計画書やケアプランなどに署名します。

ⅲ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人が理解できるように分かりやすく説明してください。説明に対して理解できないと

認められるほど判断能力が不十分な場合には、その旨をカルテ等に記載します。

ケアプランへの同意署名の代筆が必要な場合は、サービス担当者会議で話し合い、複数人で本人同意署名の代筆をすることを確認し支援経過記録等に記載します。その場合、署名は本人の氏名（代筆）と代筆者氏名、本人と代筆者の関係性も記載してください。

⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意

ⅰ）本人の判断能力が十分な場合

本人が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で、本人自身が最終的な治療方法を選択し同意します。

ⅱ）本人の判断能力がない等、医療同意が取れない場合

支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、家族等（法的な意味での親族関係のみでなく、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人をいう）や支援者から本人の意思を推定できる情報を収集し、それを最大限考慮して医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。また、そうした判断プロセスを記録しておくことが重要です。

☛ 補足５ 医療同意に対する法的な考え方（P.19）

⑥ 退院・退所の際の居室の明渡し及び退院・退所先の確保

ⅰ）本人の判断能力が十分な場合

入院・入所前に関わりのあった支援者等と、本人の意思及び意向を確認しながら退院・退所先や退院・退所後の生活などについて相談します。

ⅱ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

上記“ⅰ）本人の判断能力が十分な場合”の対応に成年後見人等を交え、相談します。

ⅲ）本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

退院・退所に向けた支援を進めるチームを作る中で、成年後見制度の利用を検討します。

⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し

1）在宅時に起こる問題 ④葬儀や遺品の処分などの死後事務（P.4）と同じです。

資料（用語の説明、連絡先）

≪ 成年後見制度 ≫

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利及び財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

① **法定後見制度**は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより自分ひとりで物事を決めることが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなったりした場合、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を行い、本人の権利を守りながら生活を支援・保護する制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

※実際に成年後見人等が支援できるようになるまでには、一般的に申立て後1か月から3か月程度かかります。

（成年後見制度の申立手続きに関する問い合わせ先）

○ 鳥取家庭裁判所米子支部 （電話：0859-22-2408）

② **任意後見制度**は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、認知症などにより判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活及び財産の管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書によって結んでおくものです。本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生します。

（任意後見制度に関する問い合わせ先）

○ 米子公証役場 （電話：0859-32-3399）

＊ 成年後見人等の役割

成年後見人等の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」になります。

① 身上保護

成年後見人等は、本人の生活及び健康に配慮し、安心した生活が送れるように福祉サービスなどの手配や契約を結んだり、契約の内容が確実に実行されているかを監視したり、場合によっては契約相手に対して改善を求めます。

具体的には、

・福祉サービス利用契約、サービス内容の確認、見守り

・家賃の支払いや契約の更新

・治療・入院等に対する契約や費用の支払い　　などです。

② 財産管理

成年後見人等は本人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から不動産等の財産処分まで多岐にわたります。

具体的には、

・印鑑、預貯金通帳の管理

・収支の管理（預貯金の管理、公共料金や税金の支払いなど）

・不動産の管理、処分（居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要）

・遺産相続の手続き　　などです。

＊ 成年後見人等ができないこと

① 事実行為

介護をする、買い物をする、通院の付き添いをするなどのことを「事実行為」といい、成年後見人等の職務範囲ではありません。しかし、必要に応じてこれらのサービスを手配することは、成年後見人等の業務に含まれます。

② 身元保証人・身元引受人・連帯保証人（以下、「保証人等」という。）になること

成年後見人等は保証人等になることはできません。ただし、緊急時には成年後見人等が窓口となる場合が多いです。

なお、親族が成年後見人等の場合には、保証人等を引き受けることがありますが、これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、成年後見人等の職務の範囲外であることに変わりはありません。

③ 医療行為（手術・延命治療など）の同意

医療行為とは病気及び怪我の治療をする行為であり、予防接種やかかりつけ医への定期受診など日常的なことから、手術や延命治療まで広範囲に及びます。医療行為を受ける際に、専門家である医師から十分な情報提供と説明を受け、自らの納得と自由な意思に基づき、自分の医療行為を選択し、同意し、あるいは拒否する権利が、医療における患者の自己決定権（医療同意）です。この権利は、本人に一身専属的に帰属し、行為代理になじまないものとされてい

ます。

また、遺言、婚姻、離婚、認知、養子縁組なども同様に、本人だけが行使することができる権利とされており、成年後見人等であっても代理で行うことはできません。

（※一身専属とは、その人本人にしか帰属・行使できない権利や義務のことをいう。）

④ 身体拘束の同意

身体拘束についても一身専属権に属し、成年後見人等が同意することはできません。平成20年には介護施設と同様、医療施設でも原則禁止とする高裁判決が出されています（名古屋高裁平成20年9月5日判決（上告棄却））。さらに、障害者虐待防止法には「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当すると明記されています。

緊急やむを得ない場合の対応として身体拘束が認められるには、以下の3つの要件をすべて満たすことが必要であるとされています。

(1)本人または他の利用者の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

(2)他に代替する介護方法がないこと

(3)身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

また、できれば第三者も入れて施設全体で検討し、本人や成年後見人等に詳細に説明すること、その都度記録をつけること、が求められています。

（成年後見制度の相談窓口）

○ 日南町福祉保健課・日南町地域包括支援センター （電話：0859-82-0374）

○ 社会福祉法人日南町社会福祉協議会 （電話：0859-82-6038）

○ 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき 西部後見サポートセンターうえるかむ
（電話：0859-21-5092）

≪ 日常生活自立支援事業 ≫

認知症のある人や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、日常生活を送る上で必要な福祉サービスの利用などについて、自分ひとりの判断で行うことに不安のある人が、地域で安心して生活できるように支援する制度です。

認知症の診断及び障害者手帳の有無にかかわらず、福祉サービスなどの利用や日常的な金銭管理などに支援が必要と思われる人（ただし、契約の内容について理解できることが必要）が利用できます。

＊ 提供するサービス

① 福祉サービスの利用援助

・福祉サービスの利用または中止の手続き

・福祉サービスの利用料の支払い

・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続き

② 日常的金銭管理サービス

・年金及び福祉手当の受け取りに必要な手続き

・医療費の支払い手続き

・税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き

・支払いに必要な預貯金の払戻しや解約、預け入れの手続き

③ 書類等の預かりサービス

・必要に応じて年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印や銀行印などの預かり

（問い合わせ先）

○ 社会福祉法人日南町社会福祉協議会 （電話：0859-82-6038）

≪ 遺言 ≫

子・孫・父・母・祖父母等、直系の家族がいない場合、兄弟姉妹が亡くなっていると兄弟姉妹の子が相続人になり、調べると法定相続人が数十人にもなることがあります。あらかじめ自身の財産を誰に相続させるかを決めておくことで、そうしたトラブルを避けられます。

≪ 死後事務委任契約 ≫

亡くなった後の家賃や医療費等の支払い、葬儀や永代供養に関することなどを、あらかじめ第三者に依頼する契約を結びます。 遺言も死後事務委任契約も、公証役場で公正証書として作成しておくと確実です。

（遺言と死後事務委任契約の相談先）

○ 米子公証役場 （電話:0859-32-3399）

○ 鳥取県弁護士会米子支部 （電話:0859-23-5710）

○ 鳥取県司法書士会 （電話:0857-24-7013）

○ 鳥取県行政書士会 （電話:0857-24-8502）

≪ 日南あんしんキット（救急医療情報キット） ≫

災害時や救急搬送時の速やかな支援に備えて、かかりつけ医や緊急連絡先をあらかじめ記入して自宅に設置しておくものです。地域包括支援センター及び町社会福祉協議会からの訪問、要介護認定調査員、防災専門員（役場総務課）、ケアマネジャー、民生委員、地域支え愛活動などで設置・更新の支援を行っています。

≪ もしもの時のしあわせノート ≫

日南町地域包括ケア会議企画会議（日南町地域包括支援センター・日南病院・日南福祉会・日南町社会福祉協議会で構成）で作成したエンディングノートです。 エンディングノートとは、自分の大切にしていることや、どのような医療及びケアを望んでいるかなど、家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートのことです。

（問い合わせ先）

○ 日南町地域包括支援センター （電話:0859-82-0374）

≪ 墓地、埋葬等に関する法律　第９ 条 ≫

死体の埋葬または火葬を行う者がないとき、または判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならないと定めています。

※火葬等の費用は本人の遺留金品の中から支払われます。遺留金品で不足する分は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定を準用して自治体が負担します。相続人がいる場合は相続人に請求します。

身寄りがない（不明な）人に対し、町が埋葬または火葬を行う際の根拠となる法律

① 身元が分からない人	→行旅病人及行旅死亡人取扱法
② 生活保護受給者	→生活保護法
③ 養護老人ホーム入所措置者	→老人福祉法
④ 埋葬または火葬を行う者がない人	→墓地、埋葬等に関する法律

≪ 相続財産管理人 ≫

引き取り手のない遺産があるときは、利害関係者からの申立てにより、家庭裁判所が相続財産管理人を選任します。相続財産管理人は，被相続人（亡くなった人）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

相続財産管理人の報酬は、相続財産から支払われます。ただし、相続財産が少なくて報酬が支払えないと見込まれるときは、申立人から報酬相当額を家庭裁判所に納めてもらい、それを財産管理人の報酬にすることがあります。

≪ 生活困窮者自立支援事業 ≫

平成27年度より、福祉事務所のある自治体は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活や就労等の幅広い相談支援を行うことが義務付けられました。 必要に応じハローワークへの同行や就労に向けた準備、職場体験、家計整理や債務整理など、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。日南町では、社会福祉協議会に委託し事業を実施しています。

（問い合わせ先）

○ 社会福祉法人日南町社会福祉協議会 （電話：0859-82-6038）

≪ 保証人と連帯保証人 ≫

本人が債務を履行しない時には、ともに本人に代わってその債務を履行する責任を負います。保証人の場合は「まずは主たる債務者に請求するよう主張すること」、「主たる債務者に弁済する資力がある場合、弁済が可能であることを理由に、主たる債務者から弁済を受けるよう主張すること」ができ、債権者が主たる債務者からの弁済を受けられないときに初めてその補充として弁済の義務を負います。一方連帯保証人の場合は本人とまったく同等の立場であるのでこのような主張ができず、差し押さえの求めにも応じなければなりません。このようなことから、保証人に比べ、連帯保証人の責任は一層重いとされています。

≪ 身元保証人と身元引受人 ≫

法令上の規定に「身元保証人」や「身元引受人」という用語はありませんが、一般的に、「本人の行為により保証を求める側が損害を受け、本人がその損害を賠償することができない場合に、その損害を担保する人」を身元保証人、病院等を退院する際に「身柄を引き受ける責任を有する人」を身元引受人という意味で使われることが多いようです。

※なお、「身元保証ニ関スル法律」（昭和8年法律第42号）に規定される身元保証は雇用契約上の規定であり、医療機関等で使われている身元保証とは、その意味が異なります。

≪ 日用品等の準備・購入 ≫

名称	内容等	問い合わせ先
日南町 生活支援ボランティア	生活上のちょっとした困りごとをボランティアが無償で支援する制度（ボランティアにはまち活ポイント付与）。 買い物、ごみ出しなど。	日南町地域包括支援センター 0859-82-0374
日南町 シルバー人材センター	買い物、屋内外の掃除など。	0859-82-0223
ファミリーショップ坪倉 （日南病院売店）	入院中に必要な日用品や、菓子・飲料などを取り揃えている。	

補足１　成年後見人による死後事務

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）により、相続財産の保存行為、弁済期が到来した相続債務の弁済、火葬または埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の死後事務については、成年後見人の権限に含まれることとされました。なお、「葬儀」に関する権限については、成年後見人としての事務に含まれていません。

① 個々の相続財産の保存に必要な行為

（具体例）

・相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の完成猶予及び更新

・相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為

② 弁済期が到来した債務の弁済

（具体例）

・成年被後見人の医療費、入院費、公共料金等の支払い

③ 家庭裁判所の許可の上、その死体の火葬または埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為（ ① ② に当たる行為を除く）

（具体例）

・遺体の火葬に関する契約の締結

・成年後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結（トランクルームの利用契約など）

・成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約

・債務を弁済するための預貯金（成年被後見人名義口座）の払戻し

なお、補助人、保佐人の場合も、本人の個別の死後事務委任契約を把握している場合があるため相談してください。

また、死亡診断書は死亡届とともに本人の死亡地、本籍地または届出人の住所地の市町村へ提出します。死亡届の提出は成年後見人等の他、病院長、施設長、家主・地主・家屋管理人・土地管理人も行えます。

補足２　住宅確保要配慮者への対応

【公営住宅への入居に際しての取扱いについて】

平成30年3月30日、国土交通省は、単身高齢者等が増加し公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難になることが懸念されることから、国土交通省が示す公営住宅管理標準条例から保証人に関する規定を削除しました。さらに、必要に応じて家賃債務保証業者等による機関保証を活用し入居を円滑化していくことが必要としています。

鳥取県営住宅では、一般社団法人全国保証機構との提携により、連帯保証人を立てる代わりに家賃債務保証会社による保証が利用できるようになっています。町営住宅でも全国保証機構との提携を予定しています。日南町営住宅等に係る条例等では身元引受人を求めていますが、やむを得ない事情があると認められる場合は相談してください。

（問い合わせ先）

○ 日南町建設課（電話：0859-82-1113）

【鳥取県居住支援協議会】

鳥取県居住支援協議会は、高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮を要する方の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るための支援を行っています。連帯保証人の確保が困難な方への「鳥取県家賃債務保証事業（実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会）」の案内なども行います。

（問い合わせ先）

○ 鳥取県居住支援協議会（西部）（電話：080-1949-3920）

補足３　空き家対策について

【日南町空き家バンク制度】

日南町では空き家の有効活用と併せて、町内への移住定住の促進等を目的として空き家バンク制度を実施しています。この制度は、使用しなくなった空き家を売りたい・貸したい所有者と、空き家を買いたい・借りたい利用者が、日南町空き家バンクに登録し、双方同意のもとで空き家の有効活用を行います。

（問い合わせ先）

○ 一般社団法人山里Loadにちなん （電話：0859-82-1715）

【遺品整理・空き家整理】

本人が亡くなって空き家になった家の片づけを代行する事業者があります。

（問い合わせ先）

○ 必要な場合は、日南町地域包括支援センターに問い合わせてください。
（電話：0859-82-0374）

【遺言】【死因贈与】

空き家をつくらないための対策として「遺言」と「死因贈与」があります。死因贈与とは、贈与者（財産を渡す人）と受贈者（受け取る側）の間で、「贈与者が死亡した時点で、事前に指定した財産を受贈者に贈与する」という贈与契約の一種で、贈与者が死亡することによって効力が生じます。これらをしておくことで、家屋が相続人不在となり放置されること及び、関係の薄い複数の相続人の共有になり、売ることも貸すこともできないという状況になることを防ぐことができます。

（問い合わせ先）

○ 鳥取県弁護士会米子支部 （電話：0859-23-5710）

○ 鳥取県司法書士会 （電話：0857-24-7013）

○ 鳥取県行政書士会 （電話：0857-24-8502）

補足４　入院費等の未払いを防ぐ対応

本人が生活費等に困窮していると考えられる場合には、生活困窮者自立支援窓口（社会福祉協議会）又は生活保護の担当窓口（福祉事務所）へ相談してください。

なお、生活保護の開始は、原則として申請のあった日に遡って適用されるため、入院時の初期対応が重要になります。生活保護制度は、本人からの申請に基づくことを原則としていますが、重篤な状態で生命の危機にあるなど、本人からの申請が難しい場合には、申請がなくとも福祉事務所の職権で保護を決定します。これを急迫保護といいます。

（問い合わせ先）

○ 社会福祉法人日南町社会福祉協議会 （電話：0859-82-6038）

○ 日南町福祉事務所 （電話：0859-82-0374）

補足５　医療同意に対する法的な考え方

成年後見制度の利用の有無にかかわらず、医療を受けることに関する決定権は医療を受ける本人にしかありません。多くの場合、親族等に同意を求めますが、親族等の同意ですら、法令上明確な根拠があるわけではありません。

本人から同意が得られない場合には、医療機関の判断で医療行為を行うか否かを判断することになります。その場合は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改定 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームで慎重な判断を行う必要があります。

本人がどのような医療及びケアを希望しているかなどについて、関係者が普段の関わりの中で聞き取り記録しておき、万が一のとき本人の意思を推定できるそれらの情報を医療機関に提供することができると理想的です。そうした情報に基づいて本人の意思を推定し、また、その医療行為が本人の最善の利益に適うと関係者が合理的に信じて行った決定の一連の判断過程が明らかである場合、その決定に違法性を認めることは一般的には難しいと考えられます。

関係機関連絡先一覧

機関名	主な担当内容	電話番号
日南町地域包括支援センター	高齢者に関すること全般	0859-82-0374
日南町福祉事務所	生活保護に関すること	
日南町福祉保健課	上記以外の方に関すること全般	
日南町建設課	公営住宅に関すること	0859-82-1113
日南町住民課	死亡届・火葬許可に関すること	0859-82-1112
日南町総務課	災害時個別避難計画に関すること	0859-82-1111
日南町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、成年後見制度に関すること	0859-82-6038
日南病院		0859-82-1235
日南福祉会		0859-83-0842
日南町シルバー人材センター		0859-82-0223
山里 Load にちなん	空き家バンクに関すること	0859-82-1715
西部後見サポートセンター うえるかむ	権利擁護、成年後見制度に関すること	0859-21-5092
鳥取家庭裁判所米子支部	成年後見制度申立て手続きに関すること	0859-22-2408
鳥取県弁護士会米子支部	遺言、死因贈与、死後事務委任契約に関すること	0859-23-5710
鳥取県司法書士会		0857-24-7013
鳥取県行政書士会		0857-24-8502
米子公証役場	任意後見制度、遺言、死後事務委任契約に関すること	0859-32-3399
鳥取県居住支援協議会（西部）	民間賃貸住宅の入居に関すること	080-1949-3920

支援シート

（日南町における身寄りのない人への支援に関するガイドライン）

「身寄りなし問題」の本質は、これまでの日本の医療・介護・福祉が家族による支援を前提としてきたことと、本人の希望や“本人ならこう言うだろう”といった推定意思を伝える仕組み（これも家族の機能）がないことです。そうした、これまで家族に求められてきた機能・役割を、本人を支えるチームで代替することにより、身寄りがないことにより起こる問題の解決を目指すシートです。（法的な拘束力はありません）

※本人の意向を確認する際は、以下の点に留意して意思決定支援を行ってください。

- ❖重度の認知症や知的障がいがあっても、本人には意思があり、意思決定能力を有することを前提として関わります。
- ❖本人が判断するために必要な情報を、本人が理解できる分かりやすい言葉や文字、図や絵などで説明してください。その際、支援者側の価値判断を挟まず、本人にとっての利益・不利益を一緒に考えていく姿勢が大切です。
- ❖本人が安心して意思を表明できるよう、支援者の態度や人的・物的環境の整備に配慮してください。
- ❖支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、家族等（法的な意味での親族関係のみでなく、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人をいいます）から本人の意思を推定できる情報を収集し、それを基本として本人にとっての最善の方策を検討します。ただし、これは代理代行決定で、意思決定支援とは区別して理解すべきです。

目的に応じて以下のシートをご使用ください。

（様式 1）役割分担シート

福祉サービスの利用や入院・入所の際に、本来なら家族等に依頼する役割を、本人を支える支援チームで分担することで、身元保証人等がいなくてもスムーズにサービスを利用できるようにするものです。

本人の意思に基づく支援であることが重要ですので、会議は原則本人参加で行います。聞き取った内容をまとめ、本人と支援チームで共有します。

（様式 2-1）“もしもの時”の意思確認シート①

自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みを「人生会議（ACP：アバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

そうした話し合いのきっかけにするためのシートです。

（様式 2-2）もしもの時”の意思確認シート②

本人が亡くなった後の、葬儀や遺品の整理などについて、前もって本人の希望を聞き取り、もしもの時に葬儀を行う人（喪主等）に伝えるためのシートです。

※ここで確認する内容はとても繊細で慎重に取り扱う必要があります。中には落ち込んだり怒り出す方もいるでしょう。本人との信頼関係を築いた上で、聞き取るタイミングや環境にも配慮が必要です。聞き取った内容をまとめ、確認のため本人署名の上、本人と支援チームで共有します。

（様式 3）死後事務確認シート

本人が亡くなった後の諸手続きについて、事前に支援チームで役割を決めておくためのものです。

亡くなった後のことについての本人の意思は、“もしもの時”の意思確認シート②（様式2-2）で確認する内容で足りると考えますので、本シート作成には本人の参加を想定していません。支援チームで情報を共有してください。

※これらのシートは、支援者の関わりが継続していることが前提です。中には一旦シートを作成しても、その後に支援者の関りがなくなる人もおり、そうした方から聞き取った意思や情報をどのように管理し、いざという時に伝えられるかは今後の検討課題です。

（様式 1）

【役割分担シート】

このシートは、福祉サービスの利用や入院・入所・住宅入居の際に、本来なら家族等に依頼する役割を、本人を支える支援チームで分担するものです。

会議の日	令和　　年　　月　　日	本人の氏名	様

本人の参加	□あり □なし	氏　名	所属・関係	連絡先
参集者				

役割項目	窓口となる者	支援内容
緊急連絡先に関すること	担当者名: 電話番号: 関係・所属:	緊急時の連絡を受ける。 ※内容に応じて、それぞれの窓口になる者に連絡をする
	（補足）	
サービスの方針に関すること	担当者名: 電話番号: 関係・所属:	サービスの調整に関する相談及びケアプラン等への署名
	（補足）	
利用料の支払い等金銭管理に関すること	担当者名: 電話番号: 関係・所属:	本人の預貯金から利用料等の支払いを行う
	（補足）	
入院・入所・入居の準備に関すること	担当者名: 電話番号: 関係・所属:	入院・入所・入居の際に必要な物品の購入等
	（補足）	
退院・退所・退去に関すること	担当者名: 電話番号: 関係・所属:	居室の明渡しや退院・退所・退去先の確保
	（補足）	

令和　　年　　月　　日　本人署名＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式 2-1）

【“もしもの時”の意思確認シート①】

このシートは、“もしもの時”（突然の事故や病気、認知症などで、あなたが自分の意思や希望を伝えることができなくなった時）に備えて、前もってあなたの医療やケアに対する希望やお考えを、あなたの周りの人たちと話し合っていただくためのものです。

会議の日	令和　　年　　月　　日	本人の氏名	様

参集者	氏 名	所属・関係	連絡先

希望する治療やケアについて相談している人はいますか	
□	いない　※以下のような方が助言してくれます。相談してみましょう。
□	いる
	□主治医　　（お名前：　　）
	□看護師や病院の相談員（お名前：　　）
	□ケアマネジャー　　（お名前：　　）
	□家族や親戚　　（お名前：　　）
	□友人　　（お名前：　　）
	□その他　　（お名前：　　）
補足	

“もしもの時”に治療やケアの判断を任せても良いと思える方はいますか	
□	いない
□	いる　　※お名前と間柄を記入してください（複数でも可能）
補足	

（様式 2-1）

“もしもの時”のことを少し考えてみましょう。
もちろん、気持ちが変わることはよくあることです。その都度信頼できる家族や友人や医療・介護従事者と話し合いましょう。

回復が難しい状態になった時、どのような治療を望みますか	
□	延命を最も重視した治療
心肺蘇生、気管挿管、人工呼吸器の使用や、集中治療室での治療など、心身に大きなつらさや負担を伴う処置を受けても、できる限り長く生きることを重視した治療を受ける。（その中で生じる苦痛な症状については、同時にできる限りの症状緩和のための治療やケアを受ける）	
□	延命効果を伴った基本的、一般的な内科治療
集中治療室への入院や心肺蘇生、気管挿管、人工呼吸器の使用などの、心身に大きなつらさや負担を伴う処置までは希望しないが、その上で少しでも長く生きるための治療を受ける。（その中で生じる苦痛な症状については、同時にできる限りの症状緩和のための治療やケアを受ける）	
□	快適さを重視した治療
治療による延命効果を期待するよりも、できる限り苦痛の緩和や快適な暮らし（自分らしい生活）を大切にした治療を受ける。（苦痛な症状については、できる限りの症状緩和のための治療やケアを受ける）	
補足	そう考える理由を記入してください

（参考：神戸大学「これからの治療・ケアに関する話し合い-アドバンス・ケア・プランニング-」）

※あなたが大切にしていることや望んでいることを、まずは自分自身で考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。そうした取り組みを「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。
あなたの考えに沿った治療やケアを受けるためにも、今から話し合いを始めませんか。

令和　　年　　月　　日　　本人署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式 2-2）

【“もしもの時”の意思確認シート②】

このシートは、あなたが亡くなった後のことに対する思いや希望を伺って記録しておき、葬儀等を行う人（喪主等）にお伝えするためのものです。

会議の日	令和　　年　　月　　日	本人の氏名	様

参集者	氏 名	所属・関係	連絡先

どのような葬儀を希望しますか	
□	一般葬（大規模に行う葬儀）
□	家族葬（近親者だけで行う葬儀）
□	一日葬（通夜を行わず、火葬の日に告別式のみを行う葬儀）
□	直葬（通夜や告別式を行わず火葬のみを行う葬儀）
補足	葬儀会社が決まっていれば記入してください

お寺や教会（菩提寺や宗派）・・・□ある　□ない	
名 称	
所在地	
連絡先	
補 足	

お墓はありますか・・・□ある　□ない（□共同墓に申し込む／□申し込まない）	
霊園・墓地	
所在地	
補 足	

（様式 2-2）

訃報を知らせてほしい人		
氏　名	連絡先	関　係
補足		

遺品の整理について	
□	すべて処分してほしい
□	希望の方法がある （具体的な希望を記入してください）
補足	

遺言書はありますか	
□	ある
	□自筆証書遺言　□公正証書遺言　□秘密証書遺言
□	ない
補足	

死後事務委任の契約はありますか　※死後事務委任契約とは、前もって信頼できる人に、あなたが亡くなった後の諸手続きを依頼しておくものです。	
□	ある
□	ない
補足	

令和　　年　　月　　日　　本人署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式３）

【死後事務確認シート】

このシートは、本人が亡くなった後の事務手続き等について、誰が行うかを関係者間で決めておくものです。

会議の日	令和　　年　　月　　日	本人の氏名	様

参集者	氏　名	所属・関係	連絡先

項　目	支援内容	担当者
①遺体や遺品の引き取り	葬儀社に連絡をして、来てもらう	
②死亡届、埋火葬許可申請 ※届出人：親族、同居人、家主、地主、成年後見人等、公設所の長	死亡届（死亡診断書と一対）は記入後コピーを多目にとっておく ※火葬許可証は納骨まで保管しておく	
③葬儀に関する事務	葬儀社との打合せから葬儀費用支払いまでのやり取り	
④遺骨の埋蔵	火葬後、納骨までの保管場所確認 納骨場所・お寺の確認、お布施の確認	
⑤入院費や公共料金等の支払い及び解約手続き		
⑥公的手続き	健康保険の資格喪失届出や年金受給権者死亡届など	
⑦相続財産の引き渡し	預かっている預金通帳などを相続人に引き渡す	
（メモ）		

おわりに

国でも身寄りがない人の課題に対応するため、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた社会福祉事業の新設や、成年後見制度の見直しを検討しています。これらの動きにも注視しながら、本町での取り組みを引き続き検討していきます。今後も関係機関が力を合わせて、身寄りがない人でも安心して最期まで暮らすことができる地域づくりを推進していきましょう。

参考

・魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガンドライン（令和2年11月策定）
・松江市身寄りがない人への支援ガイドライン（令和4年4月策定）
・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月策定）
・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月策定）
・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
（平成30年3月改定）
・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
（令和元年5月策定）
・意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（令和2年10月策定）
・「身寄りのない高齢者」を介護施設等で受け入れる時の主なポイント（令和7年3月作成）

令和 8 年 3 月
作成　日南町
協力　日南病院
日南福祉会
日南町社会福祉協議会

【別添２】

米子市遺留金品取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、身寄りのない死亡人の遺留金及び遺留品（以下「遺留金品」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　身寄りのない死亡人　本市の区域内で死亡した者のうち、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア　他に葬祭を行う者がなく、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治３２年法律第９３号）第７条第１項の規定により本市によって死体の埋葬又は火葬が行われた者（同法第１条第２項の規定により行旅死亡人とみなされて死体の埋葬又は火葬が行われた者を除く。）

イ　他に葬祭を行う者がなく、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）第９条第１項の規定により市長によって死体の埋葬又は火葬が行われた者

ウ　他に葬祭を行う者がなく、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第２項の規定により市によって葬祭が行われた者

エ　葬祭を行う者が相続人及び扶養義務者のいずれにも該当しない場合において、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１８条第２項の規定による葬祭扶助を受けて葬祭が行われた者

⑵　遺留金　身寄りのない死亡人が死亡時に所有していた現金及び有価証券をいう

⑶　遺留品　身寄りのない死亡人が死亡時に所有していた物品（遺留金を除く。）をいう。

⑷　相続人　民法（明治２９年法律第８９号）の規定による相続人又は包括受遺者をいう。

⑸　扶養義務者　民法に定める扶養義務者をいう。

（遺留金品の確認及び受領）

第３条　市長は、警察署、医療機関等からの依頼を受けて遺留金品を受領する場合には、その内容を確認した上で、当該警察署、医療機関等の長に対し、遺留金品引渡書（別記様式第１号）の提出を求めるものとする。ただし、警察署長から死体及び所持品引取書（死体取扱規則（平成２５年国家公安委員会規則第４号）別記様式第２号）の写しが添付された死亡通知が提出された場合は、その提出をもって遺留金品引渡書（別記様式第１号）の提出に代えることができる。

（遺留金品の保管）

第４条　市長は、次の各号に掲げる遺留金品の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、当該遺留金品を保管するものとする。

⑴　現金（有価証券若しくは預貯金の現金化又は第４号の規定による遺留品の売却により得た金銭を含む。）　受領後速やかに遺留金品管理台帳（別記様式第２号）に必要事項を記録の上、歳入歳出外現金として収納し、及び保管する。

⑵　有価証券　受領後速やかに遺留金品管理台帳（別記様式第２号）に必要事項を記録の上、金庫その他の施錠することができる場所で確実に保管する。

⑶　定期預金及び定期貯金の証書並びに預貯金通帳並びにこれらに係る印章　受領後速やかに遺留金品管理台帳（別記様式第２号）に必要事項（印影を含む。）を記録の上、金庫その他の施錠することができる場所で確実に保管する。ただし、保管を開始した日から起算して１０年を経過したときは、当該定期預金若しくは定期貯金の証書又は預貯金通帳の財産に係る情報が記載された部分を複写した書面又は電磁的記録を付して廃棄に係る決裁を受けた上で、これを廃棄することができるものとし、当該決裁に係る決裁文書の保存年限は、１０年とする。

⑷　遺留品（前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）　原則として、相続人への引渡しを完了するまでの間は、散逸しないよう取りまとめて保管する。ただし、当該遺留品が次のいずれか

に該当する場合には、当該遺留品の写真を撮影して記録を作成するとともに、遺留金品管理台帳（別記様式第２号）にその旨を記録し、及び決裁を受けた上で、当該遺留品を売却し、又は廃棄することができる。

ア　衣類等保管することで毀損のおそれがあるものであるとき。

イ　保管に不相当の費用が見込まれるとき。

ウ　金銭的な価値がないと見込まれるとき。

（遺留金品の充当）

第５条　市長は、身寄りのない死亡人について、行旅病人及行旅死亡人取扱法第７条第１項若しくは墓地、埋葬等に関する法律第９条第１項の規定による埋葬若しくは火葬若しくは老人福祉法第１１条第２項の規定による葬祭又は生活保護法第１８条第２項の規定による葬祭扶助（以下「埋火葬」という。）を行ったときは、これらの法律の規定に基づき、当該埋火葬に要した費用に当該身寄りのない死亡人の遺留金又は遺留品の売却代金を充当することができる。

（相続人等の調査）

第６条　市長は、前条の規定により遺留金又は遺留品の売却代金を埋火葬に要した費用に充当し、なお遺留金品に余りがある場合は相続人について、なお当該費用に不足額がある場合は相続人又は扶養義務者（以下「相続人等」という。）について、その存否、所在等に関し次に掲げる調査を行うものとする。

⑴　関係機関に対する照会による調査

⑵　住民基本台帳による調査

⑶　戸籍による調査

２　前項の規定による調査は、日本国内に限り行うものとする。

（相続人等への通知及び意思の確認）

第７条　市長は、第５条の規定により遺留金又は遺留品の売却代金を埋火葬に要した費用に充当し、なお遺留金品に余りがある場合において、前条第１項の規定による調査を行った結果、相続人の所在が判明したときは、当該相続人に対し、当該遺留金品の保管又は引渡しに関する

事項その他必要な事項を通知して、当該遺留金品の受領の意思の確認（以下「遺留金品受領意思確認」という。）を行うものとする。

２　市長は、第５条の規定により遺留金又は遺留品の売却代金を埋火葬に要した費用に充当し、なお当該費用に不足額がある場合において、前条第１項の規定による調査を行った結果、相続人等の所在が判明したときは、当該相続人等に対し、当該費用の不足額の支払を請求することができるものとする。

３　遺留金品受領意思確認は、相続人からの受領意向申告書（別記様式第３号）の提出により行うものとする。

４　市長は、第１項の規定による通知をしたにもかかわらず、相続人から受領意向申告書（別記様式第３号）の提出がなく、遺留金品受領意思確認を行うことができない場合は、当該相続人に対し、その到達の日から２週間以内に遺留金品受領意向確認を行うことができない場合は当該遺留金品の受領を拒否する意思を示したものとしてみなす旨を記載した文書を書留郵便により送付するものとする。この場合において、当該期間内に受領意向申告書（別記様式第３号）の提出がないときは、当該相続人が当該遺留金品の受領を拒否する意思を示したものとみなす。

（遺留金品の引渡し等）

第８条　市長は、遺留金品に余りがある場合には、次の各号に掲げる第６条第１項の規定による調査又は遺留金品受領意思確認の結果に応じ、当該各号に定めるところにより当該遺留金品を取り扱うものとする。

⑴　相続人が存在しないことが判明したとき、又は相続人の存否が不明であるとき　家庭裁判所に対して相続財産の清算人の選任を請求し、選任された相続財産の清算人に当該遺留金品を引き渡すものとする。ただし、遺留金の額が相続財産の清算人の選任に必要な額に満たないとき、戸籍による調査を完了することが困難であるときその他相続財産の清算人の選任を請求し難いときは、当該遺留金については民法第４９４条第２項の規定による供託を行うものとし、当該遺留品については第４条第３号及び第４号の規定により取り扱う

ものとする。

⑵　全ての相続人が相続放棄をしていることが明らかになったとき　家庭裁判所に対して相続財産の清算人の選任を請求し、選任された相続財産の清算人に当該遺留金品を引き渡すものとする。ただし、遺留金の額が相続財産の清算人の選任に必要な額に満たないときその他相続財産の清算人の選任を請求し難いときは、当該遺留金については民法第４９４条第１項第２号の規定による供託を行うものとし、当該遺留品については第４条第３号及び第４号の規定により取り扱うものとする。

⑶　全ての相続人の所在が不明であるとき　当該遺留金については民法第４９４条第１項第２号の規定による供託を行うものとし、当該遺留品については第４条第３号及び第４号の規定により取り扱うものとする。

⑷　全ての相続人が当該遺留金品の受領を拒否する意思を示したとき　当該遺留金については民法第４９４条第１項第１号の規定による供託を行うものとし、当該遺留品については第４条第３号及び第４号の規定により取り扱うものとする。

⑸　当該遺留金品を受領する意思を示した相続人が１人であるとき　当該遺留金品を当該相続人に引き渡すとともに、当該相続人から遺留金品受領書（別記様式第４号）を徴取するものとする。

⑹　当該遺留金品を受領する意思を示した相続人が２人以上であるとき　これらの相続人のうちから代表して当該遺留金品を受領する者（以下「相続人代表者」という。）を選任させ、当該相続人代表者以外の相続人（当該遺留金品の受領を拒否する意思を示した者を除く。以下この号において同じ。）から同意書（別記様式第５号）を徴取した上で、当該遺留金品を当該相続人代表者に引き渡すとともに、当該相続人代表者から遺留金品受領書（別記様式第４号）を徴取するものとする。この場合において、相続人代表者となる者が２人以上あるとき又は相続人のうち同意書（別記様式第５号）を提出しない者があるときは、民法第４９４条第２項の規定による供託を

行うものとする。

⑺　相続人間において明らかに紛争が生じている等の理由により当該遺留金品の取扱いを決定することができないとき　本市と顧問契約を締結している弁護士と協議して、当該遺留金品の取扱いに係る方針を定めるものとする。

２　前項第５号又は第６号に定めるところにより遺留金品を取り扱う場合において、前条第４項の規定により送付した文書の送達を受けていない相続人があるときは、市長は、当該相続人の法定相続分の遺留金については、前項第５号又は第６号の規定による遺留金品の引渡しの対象から除外し、民法第４９４条第１項第２号の規定による供託を行うものとする。

３　前項第５号又は第６号に定めるところにより遺留金品を取り扱う場合において、前条第４項後段の規定により遺留金品の受領を拒否する意思を示したものとみなされた相続人があるときは、市長は、当該相続人の法定相続分の遺留金については、前項第５号又は第６号の規定による遺留金品の引渡しの対象から除外し、民法第４９４条第１項第１号の規定による供託を行うものとする。

（規定外事項）

第９条　この要綱に定めるもののほか、身寄りのない死亡人の遺留金品の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月９日から施行する。

別記
様式第１号（第３条関係）

遺留金品引渡書

米子市長　　様

機　　関　　名
代表者役職氏名

下記のとおり身寄りのない死亡人の遺留金品を引き渡します。

記

１　身寄りのない死亡人の情報

⑴　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵　生年月日　＿＿＿＿年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑶　住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑷　本　　籍　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑸　死亡日時　＿＿＿＿年　　月　　日　　時　　分＿＿＿＿

⑹　死亡場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　遺留金品

品　名	金額又は数量等	備　考

様式第２号（第４条関係）

遺留金品管理台帳

受付年度	年度		
ふりがな		生年月日	年　月　日
氏名			
住所			
本籍			
死亡年月日			
死亡場所			

現金	有・無	円				
有価証券	有・無					
預金	有・無		金融機関名	本支店名	口座番号	額面残高
		A				円
		B				円
		C				円
		D				円
		E				円
その他物品	有・無	品名		数量	備考	

処理結果等

処理年月日	内容
年　月　日	
年　月　日	
年　月　日	

様式第３号（第７条関係）

受領意向申告書

年　　月　　日

米子市長　様

住所

氏名　　(印)

（被相続人との続柄：　　）

※氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

私＿＿＿＿＿＿＿＿は、下記の遺留金品を含む相続財産の受領の意向について次のとおり申告します。※次のいずれかに✓又は〇を付けてください

☐ 受領します。なお、受領の意向を示す相続人が複数存在するときは、相続人間で協議し、貴職から代表して相続財産を受け取る相続人代表者を選任します。

☐ 受領を拒否するとともに、当該遺留金品について、引渡しを請求しないことを誓約します。

記

１　被相続人氏名

２　被相続人生年月日

３　被相続人本籍

４　遺留金品

品　名	金額又は数量等	備　考

※この申告書は米子市が保管している被相続人の遺留金品に係る受領の意思の有無について申告していただくことを目的とするものであり、**民法上の相続放棄については別途行う必要があります。**

様式第４号（第８条関係）

遺留金品受領書

年　　月　　日

米子市長　様

住所

氏名　　(印)

（被相続人との続柄：　　）

※氏名を自署する場合は、その押印を省略することができます。

下記の遺留金品について、相続人を代表して確かに受領しました。

なお、受領した遺留金品の相続人間での分割などについては、全て私の責任において行い、貴職に迷惑をかけないことを確約します。

記

１　被相続人氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　被相続人生年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　被相続人本籍　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　遺留金品

品　名	金額又は数量等	備　考

様式第５号（第８条関係）

同意書

年　　月　　日

米子市長　様

住所

氏名　　(印)

（被相続人との続柄：　　）

※氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

下記の遺留金品については、＿＿＿＿＿＿が相続人を代表して受領することに同意します。

なお、受領した遺留金品の相続人間での分割などについては、貴職に迷惑をかけないことを確約します。

記

１　被相続人氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　被相続人生年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　被相続人本籍　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　遺留金品

品　名	金額又は数量等	備　考

■ 相続人の確認状況等に応じた遺留金の引渡し（要綱第８条関係）

